

ポスターセッション
抄録集

小児科医の出産への接近——戦前・戦中期日本における 未熟児医療の展開から

Pediatricians' Approach to Child Delivery: Treating Premature Infants
Before and During World War 2 in Japan

由井秀樹¹⁾・金森京子²⁾

(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾・立命館大学大学院社会学研究科²⁾)

YUI, Hideki¹⁾・KANAMORI, Kyoko²⁾

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾ / Graduate School of
Sociology, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 未熟児、小児科医、新生児医療

従来、出産をめぐる近現代史研究では妊産婦及び、産科医、産婆・助産婦／師といった
出産介助を担う専門職に着目され、出産を行う女性の側からの歴史が描かれてきた。しか
し、出産には新生児も深く関与しており、新生児に何らかの医学的問題があれば小児科医
が腕を振るう新生児医療の出番になる。そのため、出産という場の歴史の全体像を示すに
は、新生児の側からの歴史を記述する必要がある。本研究では戦前、戦中期日本における
未熟児医療の歴史を医学書や医学雑誌、未熟児医療を行っていた施設の資料から分析し、
どのような場において小児科医が出産に接近することが可能であったか検証した。

結果、以下の二点が明らかになった。第一に1900年代前半まで主に産婆・助産婦が
未熟児の介助を担っていたが、1930年代以降未熟児医療研究が進み、医師の役割が増大
していった。第二に、低所得者向けに建設された産科医と小児科医が常駐する助産施設に
おいて未熟児医療研究が進んでいた。そこでは、未熟児に留まらず新生児医療研究自体が
積極的に行われており、小児科医が出産に接近することが可能であった。

(人間科学研究所 2014 年度萌芽的プロジェクト研究助成プログラム
「低出生体重児をめぐる職種連携推進の方途」)

医療スタッフが抱える「困難性」に関する語り

：生活困難者を「支える医療」共同研究プロジェクトの実践から

Narratives of Medical Staff about Difficulties in Caring Patients: From the Supportive Healthcare Action Research Project

福田茉莉¹⁾・松田亮三²⁾

(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾・立命館大学人間科学研究所・産業社会学部²⁾)

FUKUDA, Mari¹⁾・MATSUDA, Ryozo²⁾

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾ / Institute of Human Sciences, College of Social science, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 社会包摂医療, ナラティブ, 支援困難, 社会的孤立, 生活困窮

研究目的：現代社会において、地域社会や人間関係の希薄化が問題となっており、医療現場においても無縁介護や生活困窮による病態の重症化などの課題が生じている。本研究プロジェクトは、「社会包摂的な医療」をキーワードにこのような問題を抱える医療現場および当事者にどう対応すべきかを検討するものであり、医療機関と大学が研究協定を結び、実務者と研究者の協同的な研究実践として実施された。今回は研究プロジェクトの一部を報告する。

研究方法および概要：本研究は、医療現場の実態と医療スタッフのもつ「困難な患者像」を明らかにするため、医療スタッフを対象としたインタビューを実施した。調査協力者は、A病院に勤務する多職種の医療スタッフ17名であった。インタビューは、「医療スタッフが対応する上での困難」、「困難を抱えていると認識される患者」、「具体的な困難事例」などを中心に実施された。

結果と考察：医療スタッフの語りを分類した結果、当該病院に通院する当事者の困難性は、疾病困難、支援や援助における困難、生活困難など様々な側面から生じていた。さらに、各事例は困難性を重複して抱えており、治療だけでなく生活面や制度面におけるサポートが同時に提供されることの重要性が示唆された。

謝辞：本研究は、立命館大学人間科学研究所『インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究』および2014年度科研費（課題番号：25590148、14454479）等の研究助成を得て実施された。

(インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究

「対人支援における〈学=実〉連環型(トランスレーショナル)研究の方法論」チーム)

法／医療現場における質的研究のあり方と TEA の位置づけ（２）

Trajectory Equifinality Approach and Typology of Qualitative Inquiry

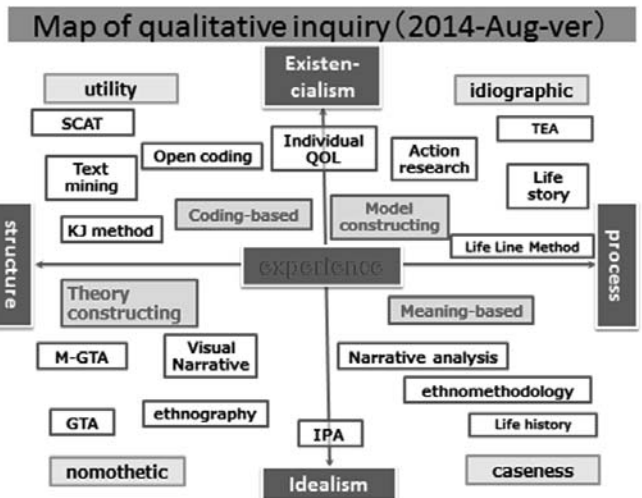
サトウタツヤ¹⁾・福田茉莉²⁾・木戸彩恵³⁾・安田裕子³⁾・中妻拓也³⁾・若林宏輔¹⁾
 (立命館大学文学部¹⁾・衣笠総合研究機構²⁾・立命館グローバル・イノベーション研究機構³⁾
 SATO, Tatsuya¹⁾・FUKUDA, Mari²⁾・KIDO, Ayae³⁾・YASUDA, Yuko³⁾・
 NAKATSUMA, Takuya³⁾ and WAKABAYASHI, Kosuke¹⁾
 (College of Letters, Ritsumeikan University¹⁾ / Ritsumeikan Global Innovation
 Research Organization, Ritsumeikan University²⁾ / Kinugasa Research
 Organization, Ritsumeikan University³⁾)

Keywords: 質的研究, TEA, 法と医療の現場

質的研究法の重要性が高まるにつれ、さまざまな分析方法やアプローチが提案されている。

一方で、質的研究への期待は高まっているものの、様々な方法について、その特徴や認識論についての整理は十分であるとは言えず、理論的整理の必要がある。

私たちは質的探究の中心に「経験」をおき、「実存」と「理念」で一つの次元を構成し、それに直交する形で「構造・機能」と「過程・発生」からなる次元を配置するスキーマにより、質的研究の理解を深める方法を考案した（サトウ他対人援助学会、2013）。これにより様々な技法のマッピングが可能になった。今回は、このスキーマを発展させた内容（上図）について、検討を重ねていくものとする。



(人間科学研究所「応用社会心理学の様々なかたち」プロジェクト)

Fukushima の記号論的意味づけの変容過程

Transformational process about the Semiotic Meaning of “Fukushima”

木戸彩恵¹⁾・サトウタツヤ²⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・

立命館大学大学院文学研究科²⁾)

KIDO, Ayae¹⁾・SATO Tatsuya²⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾ /
Graduate School of Letters, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 東日本大震災, 福島, 文化心理学

本発表の目的は、東日本大震災後の Fukushima に対する記号論的意味づけの変容を文化心理学 (Valsiner, 2014) の観点から捉えることにある。文化心理学では、媒介によって人の精神的・物理的な活動を組織し、継続させることができると考える。記号として表記される Fukushima の捉えられ方の変容と記号使用のあり方の変容と記号に付与される意味について検討をするとともに、複数の国の大学生を対象に実施した質問紙調査から、大学生の Fukushima に対する認識のあり方を明らかにする。

これらの結果を総合したうえで、関谷 (2011) が理論立てた風評の認識と危険の囲い込みレベルに絡めつつ考察し、最終的に日本国内における福島に対する認識とそれを変容させるための理論的示唆について議論を行いたい。

(立命館大学 R-GIRO 「文理融合による法心理・司法臨床研究拠点」)

韓国におけるDV加害者矯正・治療プログラムの取組みとその効果

A study on evaluation of the batterer treatment programs for domestic violence
in Korea

金 成恩

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)

KIM, Sungeun

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan
University)

Keywords: DV 加害者矯正・治療プログラム、相談委託、合意形成、面会交流、保護処分

両親には子育ての責任があり、別居や離婚によってもその責任は変わらない。両親の別居及び離婚時に、子に関する事柄については両親の合意に委ねられている。しかし、両親の円満な合意形成はなかなか難しい。特に、両親の間でDVがある場合には、子の養育について合意を形成することが困難である。韓国は、高葛藤の1つであるDV事案に「DV加害者の矯正・治療プログラム」を用意した上で子の養育保障へ取り組んでいる。2014年3月、ソウル家庭法院から相談委託を受けている「韓国家庭法律相談所の中区支部附設の家庭暴力関連相談所」を訪問し、その仕組みと実情をヒアリングした。調査の結果、夫婦相談やグループワークなどのプログラムは、事実の縮小・歪曲を防止し、自分の行動を客観的に評価できる経験を与えており、心理相談と教育を通じ、健康な人間関係の形成及び自尊感の向上、子の視点へと転換することの重要性などを学ぶことができる。よって本報告では、上記のプログラムの内容及び実際の事例を紹介し、DVの事案に置いて子の養育費の分担及び面会交流などについての合意形成の実現が可能であるのかについて論じる。

(立命館大学 R-GIRO「文理融合による法心理・司法臨床研究拠点」/
インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究
「社会的包摂に向けた修復的支援の研究」チーム)

議事録の3次元可視化の試み

Attempts of three-dimensional visualization of conference minutes

上村晃弘

(立命館大学 立命館グローバル・イノベーション機構)

UEMURA, Akihiro

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University)

キーワード: テキストマイニング, カチナキューブ, 議事録

Keywords: text-mining approach, KACHINA CUBE, conference minutes

対人援助における ICT 活用の方法論研究の一環として以下の実践を行った。テキストマイニングと、三次元地層モデリングによる立方体型の情報ビューアであるカチナキューブを用いて、議事録の三次元可視化を試みた。実践1では、経済産業省資源エネルギー庁基本政策分科会(第1~9回)の議事録のテキストマイニングを行った。抽出された語を「エネルギー・資源」「電力」「原子力・原発・核」などの要因に分類し、各会議で委員がこれらの要因について何回言及したかをクロス集計した。この結果をカチナキューブで時系列に沿って下から上に階層的に重ねて三次元化した。「火力・石炭」についての発言は他の要因より少なく、主として理系・文系研究者が述べていた。また、この会議では、一人あたりの発言数が少ない反面、その中に様々な内容が含まれていたために発言者ごとの差が表れにくかったと考えられる。実践2では、リン資源の確保と管理に関する産官学戦略会議の議事録を可視化した。この会議では、「国際動向」や「農業」に関する発言が多かった。実践1,2により、議事録の可視化の可能性が示された。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「対人支援における<学=実>連環型(トランスレーショナル)研究の方法論」チーム)

視覚的アーカイブ管理手法に関する考察と制作

A Development of Visual Management System for Archiving

斎藤進也¹⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾)

SAITO, Shinya¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

Keywords: インタラクティブCG、アーカイブ、法心理、ビジュアライゼーション

本研究の目的は、人文・社会科学の研究において分析の対象となる資料のアーカイブを視覚的に表現し、アーカイブの新たな利用価値を創出するための情報プラットフォームを構築することにある。

具体的には、情報学領域において、昨今、注目を集めている「データビジュアライゼーション」に関する技術を司法プロセスや人材マネジメントに導入することで、各種データの内容把握を支援する方法とその効果について検討する。研究の核になるのは、独自に開発を進めている2D-CGを利用した「SALOMONIS」、および、3D-CGを利用した「KACHINA CUBE Ver.3」という独自の視覚的データ管理システムである。アーカイブスを直感的に把握しやすくデザインすることで、特定の専門知識を有した者だけでなく、広く一般にデータが活用される“よりインクルーシブな情報環境”の構築につながりうると考えられる。

本ポスター報告のポイントとなるのは、上述のシステムのデモンストレーションを通じ、データセット全体の把握方法、変量の表現方法などについての議論、および、法情報学、経営情報学、人文情報学の観点からの学術的意義についての考察である。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「対人支援における<学=実>連環型(トランスレーショナル)研究の方法論」チーム

「音読・計算」活動が高齢者の日常生活行動に及ぼす影響について

Influence on activity of daily life of the elderly by learning activities

箱岩千代治¹⁾・後藤玲子¹⁾・下本由香里²⁾・中辻英克³⁾

(立命館大学人間科学研究所高齢者プロジェクト¹⁾・株式会社エシック²⁾・市原寮³⁾)

HAKOIWA, Chiyoji¹⁾・GOTOU, Reiko¹⁾・SHIMOMOTO, Yukari²⁾

・NAKATSUJI, Hidekatsu³⁾

(Elderly Project, Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾

／Ethic Co. Ltd.²⁾／Nursing home Ichihara-Ryo³⁾)

Keywords: the elderly, learning activities, activity of daily life

目的:A 養護老人ホームに於ける「音読・計算」活動の継続 10 年を機に、MMSE(Mini-Mental State Examination)と FAB(Frontal Assessment Battery at bedside)と ADL(Activities of Daily Living)を調査し、この活動が日常生活行動に及ぼす影響を調査する。

方法:A 養護老人ホームの利用者 20 名(女性 18 名、男性 2 名、年齢 63~103 歳、活動継続期間 初年~10 年、書面による同意を取得)。

調査実施期間:平成 25 年 7 月~11 月。

結果:調査前後の比較として、ADL(100 点満点)は 9.35 点向上(t 検定 $p=0.01074$)。MMSE と FAB は前後で有意差なく、安定していた。ADL と MMSE および FAB との相関係数は約.5 で、相関あり。介入効果の現れ方と継続年数との相関は、MMSE が.03、FAB が-.21 に対し ADL は-.44 で、有意な負の相関が認められた。ADL の改善は継続年数が短いほど大きく、継続年数が長くなると安定する。

考察:5 ヶ月間の介入で ADL に明らかに効果が表われた。継続年数が長くなると天井効果とも言える高いレベルを安定して維持し、継続期間が短い場合は潜在能力が介入によって顕在化され、大きく改善されることが分かった。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂に向けた予見的支援の研究」チーム)

「音読・計算」活動を長期に継続した高齢者の

日常生活動作に見る学習効果

Influence on activity of daily life of the elderly by long-term learning activities

後藤玲子¹⁾・箱岩千代治¹⁾・下本由香里²⁾・中辻英克³⁾

(立命館大学人間科学研究所高齢者プロジェクト¹⁾・株式会社エシック²⁾・市原寮³⁾)

GOTOU, Reiko¹⁾・HAKOIWA, Chiyoji¹⁾・SHIMOMOTO, Yukari³⁾

・NAKATSUJI, Hidekatsu³⁾

(Elderly Project, Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾

／Ethic Co.Ltd.²⁾／Nursing home Ichihara-Ryo³⁾)

Keywords: the elderly, learning activities, activity of daily life

目的；A 養護老人ホームで 10 年間実施している「音読・計算」活動の学習効果を日常生活動作の評価から検証する（6 領域、41 項目）。

方法；10 年継続者 5 名と新規学習者 6 名の ADL (Activities of Daily Living) を比較。更に経過年数ごとのグループと比較。平成 25 年 7 月、11 月に評価。FAB(Frontal Assessment Battery at bedside)・MMSE(Mini-Mental State Examination)は調査者が実施。ADL 評価は学習療法研究会作成の「日常生活評価スケール認知症高齢者用」を、許可を得て使用し、A 養護老人ホームの介護職員が記入。いずれも書面にて学習者全員の同意を得た。

結果；10 年継続者は、FAB/MMSE と関連のある ADL 領域が学習開始数カ月後には改善され、それが 10 年間保持されていることが認められた。更に、1 年・2 年・3 年～6 年学習者にも学習への興味・関心が向上。その後は保持されていることが推測出来た。

考察；A 養護老人ホームに入所後、間を置かずに「音読・計算」活動に参加し、継続することによって ADL を保ち、その人らしい日常生活を送ることが出来ている。学習の継続は学習者の心身面、学習環境の整備、サポート体制が相俟って持続可能になっていると言える。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂に向けた予見的支援の研究」チーム)

日本と韓国における「手話言語法」制定をめぐる課題

Problems on the Enactment of Sign Language Act in Japan and South Korea

クワク・ジョンナン

(立命館大学生存学研究センター)

KWAK, Jeongran

(Research Center for Ars Vivendi, Ritsumeikan University)

Keywords: ろう者, 言語権, 手話言語法, 手話

本研究では、手話をどのように定義・区別するかに焦点をおき、日本と韓国における「手話言語法」(仮称)をめぐる議論と法案の内容を比較・検討する。それらを通じて、ろう者の言語権保障をめぐる課題を明らかにする。研究方法としては、日本と韓国における「手話言語法」をめぐる言説と「手話言語法案」を比較・分析する。日本では、一部のろう者集団から、「日本手話」と「日本語対応手話」を区別しない法案について危惧の声があげられているが、日本の手話言語法制定に向けた取り組みでは、「日本手話」と「日本語対応手話」の違い、ならびにそれをめぐる議論を見落としている傾向がある。韓国では、2013年に国会において、4つの手話言語法が提出されている。韓国の特色としては、手話の「言語性」を強調するため、「手話」という呼称をめぐる議論がある。手話の定義がことになっていることや「韓国手話」と「韓国語対応手話」の区別については、それほど議論されていない。ろう者コミュニティが内包する言語的多様性を認め、「違いを違いとして」とらえるためには、まずコミュニティ内部における手話に対する「認識の違い」と向き合う必要がある。手話言語法の制定という結果だけが重要なのではない。その過程における、より一層の、開かれたかたちでの議論が重要な意味をもつ。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂と支援に関する基礎的研究」チーム)

手がかりの種類が自伝的記憶の特定性に与える影響：

単語・写真・匂いの比較

The effect of cue types on the specificity of autobiographical memory: A comparison of word, picture, and odor cues.

星野祐司¹⁾・林明日香²⁾

(立命館大学文学部¹⁾・島村楽器²⁾)

HOSHINO, Yuji¹⁾・HAYASHI, Asuka²⁾

(College of Letters, Ritsumeikan University¹⁾ / Shimamura Music²⁾)

Keywords: 自伝的記憶, 匂い, 特定性

手がかりの種類が自伝的記憶の性質に及ぼす影響について検討した。実験では、3種類の手がかり（匂い、写真、単語）を用いて実験参加者に個人的な出来事の想起を求めた。Willander & Larsson（2006）は匂い手がかりがより古い自伝的記憶を引き出すことを見出している。手がかりは20項目（タバコ、シソの葉など）であり、それぞれについて匂い刺激、写真刺激、単語刺激を作成した。Williams et al.（2007）は、想起内容を個別的出来事、一般化された出来事、一定期間繰り返された出来事に分類し、うつ状態との関連性を検討している。本実験では、手がかりの種類によって、特定の日に属する記憶が思い出される頻度が異なるかについて分析した。匂いについては特定性が低い記憶が引き出される傾向が示された。匂い手がかりは、写真や単語の手がかりと比べて異なる性質を持つ自伝的記憶を引き出す可能性が示唆された。（本研究は2014年9月に同志社大学で行われた日本心理学会第78回大会において発表された。）

（インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究

「社会的包摂に向けた予見的支援の研究」チーム

／人間科学研究所「記憶プロジェクト」)

洞察問題解決における内生的促進と外生的促進

Endogenous and exogenous facilitation in insight problem-solving

西田勇樹¹⁾・織田 涼²⁾・服部雅史²⁾

(立命館大学大学院文学研究科¹⁾・立命館大学文学部²⁾)

NISHIDA, Yuki¹⁾・ORITA, Ryo²⁾・HATTORI, Masasi²⁾

(Graduate School of Letters, Ritsumeikan University¹⁾

/ College of Letters, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: Insight problem solving, Cognitive load, Implicit hint,

新奇なアイデアを必要とする創造的場面ではノイズは妨害要因となるのだろうか。注意研究などでは、ノイズはむしろ情報の取り込みを促すことが示唆されている。創造的活動においても、適度な負荷が生産性を高めるアイデアの活用を促す可能性があるかを確かめるため、洞察問題を用いて、プライミングと二重課題法を使って4つの実験を行った。実験1, 2, 4では、二重課題によって潜在ヒントの取り込みが促進される結果が得られた。実験3では、二重課題によって潜在ヒントが取り込まれやすい場面(外生的促進)と様々なアイデアを思い出すことができる場面(内生的促進)が合わさることで解決率が低下する結果が得られた。これらの実験結果から、なぜ二重課題によって潜在ヒントの取り込みが促進されるのか、なぜ外生的促進と内生的促進が同時に生じる場面で解決率が低下するのか、以上2点の問題について可能性を指摘する。

(人間科学研究所 2014 年度萌芽的プロジェクト研究助成プログラム

「生産的インクルーシブ社会構築のための認知基盤：感情とノイズの影響」)

障害児者運動における社会包摂——連帯がもたらした

恵那地方の「障害児」就学運動（1970年代）——

Social Subsumption in the Child with a Disability Person Movement: a Movement Entered to School of Collaborating Teachers, Mothers and Children in Ena Area on 1970' s.

篠原真紀子・立岩真也

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

Keywords: 「障害児」就学運動、生活綴り方、恵那地域、集団形成、熟議

市民に自治が委ねられた場合、「障害児者」の生活はどうなるのか。1970～80年代、中部日本に位置する恵那地方では、教育の自治が成り立つ中、「障害児者」運動が展開された。運動は「障害児者」本人である仲間集団、教師集団、親集団の連帯なくてはありえなかった。本研究はまず1970年代の恵那地方における障害児の就学運動を明らかにすることを目的とし、主に資料研究、必要に応じ関係者への聞き取り調査を研究方法とする。

東小学校には、皆の合意による要求で、次の学習機会が開かれた。「障害」のニーズに合う養護学級での学習、普通学級での学習、学年間の壁を取り払った交流学习、学校間の「障害児」とその担当教員及び支援者が学習する合同教室、自宅待機する「障害児」母子のための「かやのみ教室」、障害児学童保育などである。

「合同教室」では仲間集団と教師集団が、「かやのみ教室」では母親集団の形成過程が考察の結果、明らかになった。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂と支援に関する基礎的研究」チーム)

ヘイト・スピーチにおける包摂／排除の基礎理論研究

Fundamental Research on Inclusion / Exclusion in Hate Speech

渡辺克典¹⁾・堀田義太郎²⁾・安部彰³⁾

(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾・東京理科大学²⁾・大阪市立大学³⁾)

WATANABE, Katsunori¹⁾・HOTTA, Yoshitaro, Taro²⁾・ABE, Akira³⁾

(Ritsumeikan University¹⁾ / Tokyo University of Science²⁾ / Osaka City University³⁾)

Keywords: 包摂／排除 公的介入 ヘイト・スピーチ リベラリズム

包摂／排除をめぐる現代の問題のひとつとしてヘイト・スピーチを取り上げ、法・政治哲学の基礎研究を通じてマイノリティとの共生社会における公的介入のあり方について検討する。ヘイト・スピーチへの公的介入は「表現の自由」との関係が問題になるが、法・政治哲学的観点からは、(1)ヘイト・スピーチの帰結として解釈される扇動によるマイノリティへの「害」の抑止を目的とする規制が望ましいか、あるいは(2)害の有無ではなく、公的な場でのヘイト・スピーチによるマイノリティの意見表出機会の喪失やマジョリティの沈黙効果を問題視し、デモクラシー社会における「正義」の実現を目的とする規制が望ましいかが、論点となる。本報告では、主要なリベラリズム理論の検討を通じて、共生社会における公的介入のあり方として(2)に注目することの意義を明らかにする。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂と支援に関する基礎的研究」チーム)

母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因の検証

Inspection of the multilayered determinants over the difficulty about child care of
the mother and child household

堅田香緒里¹⁾・村上慎司²⁾・橋口昌治³⁾・村上潔³⁾

(法政大学社会学部¹⁾・公益財団法人医療科学研究所²⁾・立命館大学衣笠総合研究機構³⁾)

KATADA, Kaori¹⁾・MURAKAMI, Shinji²⁾・HASHIGUCHI, Shoji³⁾

・MURAKAMI, Kiyoshi

(Faculty of Social Sciences, Hosei University¹⁾ / The Health Care Science
Institute²⁾ / Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University³⁾)

Keywords: Mother and Child Household, Child Care, Gender Study, Social Capital,
Capability

本研究の目的は、母子世帯の子育ての困難をめぐる重層的要因を解明するための分析視角を提起することである。子育てには経済的扶養と日常生活ケアの2側面があるが、両者を統一的に把握する理論的枠組みの構築が待望されている。本研究では、学際的な文献読解と議論を通じて、上記の要因解明に必要な基礎理論を検討した。また、実際に現場で母子世帯支援に携わっている人々による記録・提言も参照した。

本研究は、ケア負担を外部的・軽減できる社会環境、活用できる制度・資源の有無、子育ての困難を共有できる人的ネットワーク、母親のメンタルヘルス・就労の問題など、母子世帯を取り巻く諸側面を複合的かつ統一的に把握するために、ジェンダー研究、ソーシャル・キャピタル論、ケイバビリティ理論の三つの統合化が有効であると結論づけた。今後は、この分析視角から母子家庭の子育てをめぐる重層的要因の実態を実証的に検証・分析することが課題となる。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂と支援に関する基礎的研究」チーム)

マイノリティと公教育

The Minorities and the Public Education

イム・ドクヨン¹⁾・中村雅也¹⁾・梁陽日¹⁾

大野光明²⁾・北村健太郎²⁾

(立命館大学先端総合学術研究科¹⁾・立命館大学生存学研究センター²⁾)

Lim, DeokYoung¹⁾・Nakamura, Masaya¹⁾・Yang, Yangil¹⁾

Ohno, Mitsuaki²⁾・Kitamura, Kentaro²⁾)

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University¹⁾/ The Research Center for Ars Vivendi, Ritsumeikan University²⁾)

キーワード：マイノリティ・公教育・権力・差別

Keywords : Minorities, Public Education, Power, Discrimination

本報告では、戦後日本の公教育が現在の社会体制を強化維持する方向へ駆動し、多様性を否定するマイノリティ状況を生成してきたことを報告する。

まず、障害児教育では分離教育体制を推進した。養護学校義務化で分離教育体制が強固になる一方、障害者の教育権保障運動が展開された。次に、歴史教科書にかかわる議論が続いた。教科書検定では家永教科書裁判（1965年～1997年）が争われた。2011年には、教科書採択をめぐる八重山教科書問題が発生した。さらに、近年はセクシャルマイノリティ当事者の葛藤や、生きづらさやいじめ被害による不登校の増加など、公教育の空間ではマイノリティとなる人々へのよりいっそうの支援が求められている。

戦後日本の公教育は、分断や排除の装置として機能してきた。ときには公教育現場への権力の直接介入をとめない、マイノリティへの差別を正当化した。社会的包摂と支援の考察にあたって、公教育の分断や排除の側面を改めて確認する必要がある。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究

「社会的包摂と支援に関する基礎的研究」チーム)

「学生ジョブコーチ (SJC)」による障がいのある 個人に対するキャリア支援 —仲間支援設定の効果—

Carrier Support in the Person with Disability by Student Job-Coach -The Effects of Enrollment of Peer Support-

望月 昭¹⁾・中鹿直樹¹⁾・朝野浩²⁾・中妻拓也³⁾・土田菜穂⁴⁾・
小島 遼⁵⁾・渡邊舞⁵⁾・立花周太⁵⁾・吉尾玲美¹⁾・水野しおり¹⁾
(立命館大学文学部¹⁾・立命館大学教職教育推進機構²⁾・
立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構³⁾・
立命館大学人間科学研究所⁴⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科⁵⁾)
MOCHIZUKI, Akira¹⁾・NAKASHIKA, Naoki¹⁾・ASANO Hiroshi²⁾
・NAKATSUMA Takuya³⁾・TSUCHIDA, Naho⁴⁾・KOJIMA, Ryo⁵⁾
・WATANABE Mai⁵⁾・TACHIBANA, Shuta⁵⁾・YOSHIO, Reimi¹⁾・MIZUNO, Shiori¹⁾
(College of Letters, Ritsumeikan University¹⁾ / Organization for Teaching
Training Advocacy, Ritsumeikan University²⁾ / Ritsumeikan Global Innovation
Research Organization, Ritsumeikan University³⁾ / Graduate School of Science
for Human Services, Ritsumeikan University⁴⁾ / Graduate School of Human
Services, Ritsumeikan University⁵⁾)

Keywords: Student Job-Coach, Person with disability, Carrier Support, Peer Support

「学生ジョブコーチ (SJC)」の支援作業は、当初は、OJT 的作業 (「教授作業」) が中心であったが、近年は、より構造化された環境において、必要な「援助作業」を同定し次の援助者に機能的に伝達する (=「援護」) ための当事者のポートフォリオの作成に重きを置くようになってきている。今年度は、模擬環境 (模擬喫茶店) における接客業務を中心に、特別支援学校高等部 1 年の生徒が、どのように業務を仲間に教授できるか、また仲間を支援することが、自身の課題遂行にも影響を及ぼすかが検討された。その結果、予測できなかったような仲間への丁寧な対応や過不足のない援助の方法 (フェイドアウトなど) など幾多の自発的支援行動が発見された。また「教える」という役割設定を契機に、マニュアルを自発的に読み直すなどの自己管理的な行動が自発され、自らの作業成績も上昇し、「サービスマーケティング」の具体的プロセスともいえる行動も観察することができた。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究
「社会的包摂に向けた伴走的支援の研究」チーム)

新しい発達診断法開発の試み

Developing the New Instrument for Developmental Diagnosis

竹内謙彰¹⁾・荒木穂積¹⁾・中村隆一²⁾

(立命館大学産業社会学部¹⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科²⁾)

TAKEUCHI, Yoshiaki¹⁾・ARAKI, Hozumi¹⁾・NAKAMURA, Ryuichi²⁾

(College of Social Sciences, Ritsumeikan University¹⁾ / Graduate School of
Science for Human Services, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 幼児期、発達診断、発達段階、「支え」

従来の発達検査の多くは、発達評価を数量的に表現することおよびその評価の妥当性を高める必要から、できるだけ検査項目が等間隔に配置されるような工夫がなされてきた。それに対し私たちの研究グループでは、発達の質的転換期に着目した発達診断法のための「発達チェックリスト」の開発を試みており、その一環として発達診断観察項目の検討や発達診断方法論の検討をおこなっている。開発を試みている発達検査は、「可逆操作の高次化における階層一段階理論」(田中昌人,1987)に依拠している。本検査法では、方法論として「支え」をより積極的に導入し、そこでの子どもの反応を検査に組み込もうとしている。ここでは、①発達構造の妥当性、②理論的ならびに実証的観点から見た検査実施の際の「支え」の意義、③下位項目の再カテゴライズの可能性、④新規の項目の解釈可能性、の4点について考察をおこなった。

(人間科学研究所「発達障害児・家族プロジェクト」/
インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連環型研究
「社会的包摂に向けた伴走的支援の研究」チーム)

韓日における家出した若者の生活困難状況とその支援

Difficulties in Living and Supports of Runaway Youth in Korea and Japan

岡部茜¹⁾・山本耕平²⁾

(立命館大学大学院社会学研究科¹⁾・立命館大学産業社会学部²⁾)

OKABE, Akane¹⁾・YAMAMOTO, Kohei²⁾

(Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University¹⁾ / College of Social Sciences, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 韓日の若者、家出、貧困、ソーシャルワーク
Youth of Korea and Japan, Runaway Family, Poverty, Social Work

本研究の目的は、韓日の家出した若者の背景や実態、支援状況を明らかにすること、及び両国の家出の共通点と相違点を明らかにすることにある。今年度は、2013年度に行なった韓国の家出した若者へのインタビューの再検討と韓日の調査報告、先行研究の分析に取り組み、韓日両国の実践者・研究者を交えて検討を行なった。そこから、韓国では家出した若者を専門的に対象とする公的支援としてシェルターが存在すること、「家出ファミ」という家出した若者たちが集まって暮らす形態がインターネットを通して広がっていること等が明らかになった。日本では、「若年ホームレス」「貧困女子」などの多くが家出した若者に該当するが、「家出」という言葉を使用しての調査・研究は少ないこと、加えて家出した若者に専門的に対応する公的支援機関は存在しないこと等が明らかになった。これらの結果から両者の相違点として、韓国の家出した若者は集まる傾向にあるが、一方で日本は孤立する傾向が強いこと、韓国では「家出」という状態が支援の根拠となるが日本はならないこと、共通点として家庭の貧困状況と家出行動の強い関連が見出された。

(人間科学研究所 2014 年度萌芽的プロジェクト研究助成プログラム

「韓日における若者ソーシャルワーク課題の検討：両国の家出した若者に関する調査から」)

不登校経験者への援助論再考

Rethinking what the support for the students who cannot attend to school ought to be

木下大輔¹⁾・北村真也²⁾・中村 正³⁾

立命館大学大学院応用人間科学研究科¹⁾・京都府教育委員会認定フリースクール「知誠館」²⁾
立命館大学産業社会学部³⁾

Graduate School of Science for Human Services of Ritsumeikan University¹⁾,
The Representative of Authorized Independent School “Chiseikan”²⁾
College of Social Sciences of Ritsumeikan University³⁾

キーワード：エピソード分析、オルタナティブスクール、学習者
Alternative School, Leaner, Episode Analysis

認定フリースクールができ、単位制高校・通信制高校も整備され、既存に存在している適応指導教室や保健室登校（別室登校等）だけではない選択肢が増えている。さらに出身学校（小・中学）で不登校であったことを志願・入学条件とした私立中学も存在するようになった。不登校者支援の新たな統合理論が求められていると考える。不登校が「問題」であり、再登校が「解決」だとは言い切れない事態となっている。そこで、本プロジェクトはK市に所在するK県教育委員会認定フリースクールに在籍する若者の現状を調査し、複線的なキャリア形成の視点から学習保障の必要性を根拠づけ、現代の不登校支援論を再構成するための調査を実施したのでその第1次報告をおこなう。2014年の夏に実施した五人の不登校経験者へのグループインタビューをもとにして、①不登校経験の意味づけの変化を明確にするためのエピソード研究、②意味づけのための語彙の特徴、③何からの不登校なのかの分析、④学習者としての持続的な場への参加の援助論という構成で調査結果を報告し、不登校問題についての統合した実践と理論が要請されていることを根拠づける。

（人間科学研究所 2014 年度萌芽的プロジェクト研究助成プログラム

「不登校・ひきこもりに関する援助論の再構成-複線的キャリアパス形成論の展開」

目撃証言の顔の色の表現と想起される色についての研究

Color name of the face and its evoked color

徳永留美¹⁾・篠田博之²⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・立命館大学情報理工学部²⁾)

TOKUNAGA, Rumi¹⁾・SHINODA, Hiroyuki²⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾ /
College of Information Science & Engineering, Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: 顔の色名、カラーネーミング、目撃証言

裁判における目撃者証言の視覚的表現の一つに、犯人の顔の色がある。顔の色が人物を識別する際の手がかりとなる場合、その証言として述べられた「顔の色名」と、第三者が聞いた「顔の色名」から想起する色に、差異があるかどうかを知ることは重要である。裁判員制度を考慮すると、目撃証言の「顔の色名」と、その色名から裁判員が想起する色の対応関係を把握する必要がある。そこで、本研究では顔の色の表現と想起される色について検討した。

実験1では18名の被験者が16色の肌色色票に対して「顔の色名」を応答した。189の色名が挙げられ、顔の色名を述べる際の表現が多いことが示された。実験2では、実験1で得られた色名を基に25色の顔の色名を設定し、被験者がその「顔の色名」から想起する色を選択した。結果から、明度が高い色において、色名と想起される色が対応することが示された。

(インクルーシブ社会に向けた支援の<学=実>連携型研究
「社会的包摂に向けた修復的支援の研究」チーム)

応用心理学としての法と心理学の歴史構築—J.H.ウィグモアの生涯

Reconstruction of the history of Law-Psychology as applied psychology: Perspective from the history of J. H. Wigmore

中田友貴¹⁾・若林宏輔²⁾・サトウタツヤ²⁾

(立命館大学大学院文学研究科¹⁾・立命館大学文学部²⁾)

NAKATA, Yuki¹⁾・WAKABAYASHI, Kosuke²⁾・SATO, Tatsuya²⁾

(College of Letters, Ritsumeikan University¹⁾ / Graduate School of Letters,
Ritsumeikan University²⁾)

Keywords: J. H. Wigmore, H. Münsterberg, 法心理学, 犯罪学, 応用心理学

法心理学研究は「心理学が学範(ディシプリン)として成立する19世紀後半に始まる」(サトウ, 2013)が、法心理学は1910年代から1970年まで一度衰退したとされる。その原因は、1908年に米国心理学者 H. Münsterberg が『On the witness stand』を発表したことを契機に、米国法学者 J. H. Wigmore (1909) との論争に発展し、心理学が司法への応用の道を閉ざしていったことにあるとされる。その一方で Wigmore が論争後に法心理学を促進したという評価も存在する(Spencer, 1928)。本プロジェクトでは、Wigmore - Münsterberg 論争後の両学範の動向を調査し、1970年代に E. Loftus ら記憶心理学者が目撃証言を扱い法心理学が再興したという歴史観について、衰退期間中の法心理学研究を再発見し、応用心理学としての法心理学の歴史を再構築することを目的とした。

特に本報告では、Northwestern 大学所蔵の Wigmore 書簡などの一次資料を用いて、論争後の Wigmore の心理学に関する言及や、行動について調査した。また1930年代までの心理学論文も調査し、Wigmore および心理学者と法心理学の関係の再検討を行った。さらに Wigmore は1935年に江戸時代の司法調査のため来日している。そこで日本の法心理学との関係性についても調査を行った。

調査の結果、Wigmore は1909年に法学者や心理学者らと米国犯罪学会を立ち上げ、また犯罪心理学などの欧州の文献を紹介し、犯罪学-犯罪心理学の発展に尽力した。また Wigmore は1913年に『The Principles of Judicial Proof: as given by logic, psychology, and general experience, and illustrated in judicial trials』で法実務家が心理学を考慮すべきとも指摘した。さらには心理学者 W. Marston や L. Keeler などの嘘発見研究の支援を行った。つまり Wigmore は論争後にむしろ法心理学に関心を持ちつづけ、法心理学を促進する力となった。来日時には、警視庁科学捜査室を訪問し、慶應義塾大学に『Science of Judicial Proof』を寄贈するなど、日本においても戦前の心理学に影響を与えた可能性が示唆された。

(人間科学研究所2014年度萌芽的プロジェクト研究助成プログラム

「法と心理学史における Wigmore と Münsterberg 論争前後の資料収集と調査」)